

障害者差別解消法に基づく 事業者による合理的配慮の提供の義務化について

令和6年7月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

障害者差別解消法の目的

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この目的を達成するために、障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**に

- **不当な差別的取扱いを禁止し、**
- **合理的配慮の提供を求めています。**

障害者差別解消法について

障害者差別解消法

平成28年4月施行 → 令和6年4月改正

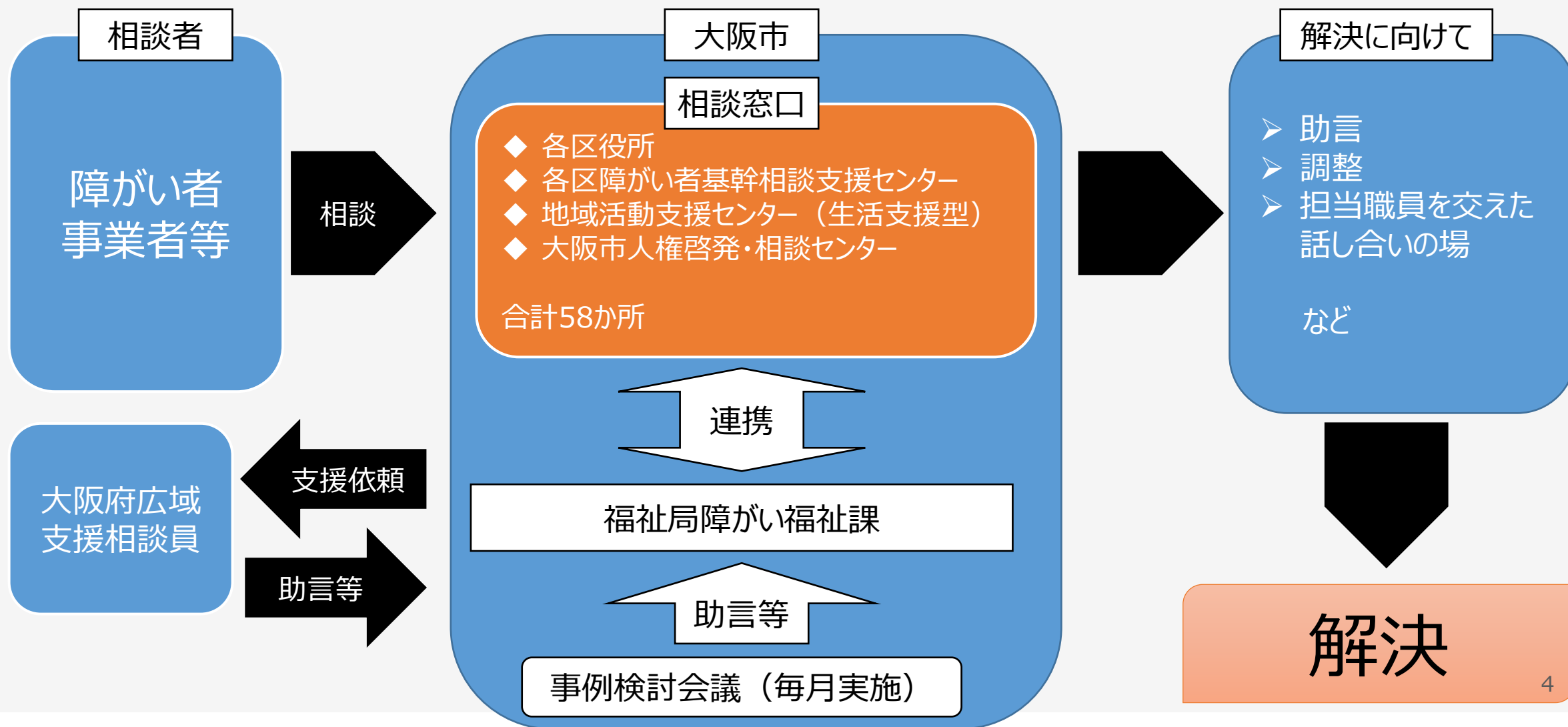
主な改正内容：事業者による合理的配慮の提供の義務化

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務 ⇒ 法的義務

合理的配慮の提供：

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために**必要な変更や調整をすること**。

大阪市の障がい者差別解消にかかる相談対応について



障がい者差別解消に向けた取組について

★職員研修の実施

- ・新採用者研修
- ・eラーニング研修（全職員対象）
- ・対面での職員研修

★事業者への周知

障害者差別解消法の改正を周知する啓発リーフレット（別添参照）を作成し、配布（令和5年度）

★出前講座の実施

「合理的配慮とは何か？～障がいを理由とする差別をなくすには～」

対象：学校や地域団体、民間企業、ボランティア団体等あらゆる方